

別紙 1

仕 様 書

1 業務名

クリーンセンター響熱中症対策用ユニットハウス設置業務

2 業務概要

ユニットハウスの取得及びクリーンセンター響の不燃物処理場への設置

3 業務実施場所

下関市豊浦町大字宇賀 1 3 5 2 8 番地 1 2 クリーンセンター響

4 委託期間

令和 7 年 6 月 2 0 日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで

5 業務内容

(1) ユニットハウスの取得

取得するユニットハウスの構成は下表のとおりとする。なお、本業務の履行に必要な資材等は、契約の相手方の負担とする。

構成品	規格・参考型番等	数量	単位
ユニットハウス本体	MSL 単体専用 標準パッケージ 47MSL(三協フロンテア)又は同等以上のもの(他社製品含む)。 L:4899mm、W:2230mm、H:2694mm、 床面積:10 m ²	1	棟
網戸	H:1000mm	2	箇所
ブラインド	H:1000mm	2	箇所
縦樋セット		2	組
エアコン		1	台
モバイル基礎		1	式

(2) ユニットハウスの設置

- ア 設置場所は別紙2 参考図面の通りとする。
- イ 製品の搬入及び設置位置の整地を含む。
- ウ 設置に必要な工具及び資材は、契約相手方が準備する。
- エ 電源の整備を含む。
- オ 組立は、メーカー作成の据付作業説明書に基づき行う。

(3) 納品

- ア 作業は、原則平日 8 時 15 分から 16 時に実施することとし、細部は下関市と事前に調整する。
- イ 納入場所の作業の妨げになる備品は下関市側で移動する。ただし、契約の相手方は、作業日 1 週間前までに作業に必要な場所について下関市と調整する。
- ウ 作業は既存装備品等に損傷を与えないよう行い、万一損傷を与えた場合は、速やかに下関市に報告するとともに、契約方の責により無償にて処置及び修復を行う。
- エ 契約の相手方は、設置場所の安全衛生に関する管理責任者となり、関係法規等に従って管理を行うとともに、現場においては、常に安全に留意し、事故及び危害の予防に努める。
- オ 本件により生じた発生屑は、廃棄物処理及び清掃に関する法律及び再生資源の利用の促進に関する法律並びにその他関係法令等に従い、適切に処理する。
- カ 契約の相手方は、設置及び調整に先立ち、事前に設置場所を調査の上、作業工程表(様式任意)を作成し、下関市へ提出し、承認を受ける。

(4) 品質保証

契約の相手方は、品質保証に関して 12 ヶ月の保証を有し、通常の使用において不具合が生じた場合は、契約の相手方の責にて是正に努める。

6 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害等の発生がない

- よう危険防止対策を行うこと。
- (3) 実施日時、作業要領、資材の搬入及び置場等については、廃棄物搬入業務及び車両通行に支障が生じないように計画し、市と協議の上で決定すること。
 - (4) 既存物件等への損傷等の防止に努めること。また、損傷等が生じた場合は、受託者負担により速やかに復旧すること。
 - (5) 本仕様書に明記されていない事項でも、業務の性質上必要となるものは、受託者負担にて実施すること。
 - (6) 別紙3 特記仕様書（環境編簡易）及び別紙4 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項を遵守すること。
 - (7) 本仕様書等に定める下関市への報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用しないこと。
 - (8) 業務の終了後、受託者は市へ完了報告書（写真を含む。）を2部提出すること。